

平成26年度第1回大分県福祉のまちづくり推進協議会 次第

日時 平成26年6月12日（木）
13:30～15:30
場所 県庁舎別館84会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

(1) 平成25年度「大分県福祉のまちづくり条例」新築等届出状況について
(資料1ページ)

(2) 適合証交付施設について
(資料4ページ)

4 議事

(1) ユニバーサルデザイン体験空間の設置について
(資料5ページ)

(2) 「あったか・はーと推進事業者（仮称）」表彰制度について
(資料6ページ)

(3) 高齢者・障がい者等移動に困難を抱える者への支援策について
(資料7ページ)

5 その他

6 閉 会

平成26年度第1回大分県福祉のまちづくり推進協議会 出席者名簿(五十音順)

番号	所属	役職	氏名	備考
1	大分市ホテル旅館事業協同組合	理事	池辺 京子	欠席
2	大分県商工会議所女性会連合会	会長	今川 敦子	
3	大分県聴覚障害者協会	副理事長	産谷 喜久太	欠席
4	大分県盲人協会	会長	衛藤 良憲	
5	大分県精神保健福祉会	事務局長	岡部 素行	
6	九州旅客鉄道株式会社大分支社	副支社長	沓掛 和弘	代理出席
7	日田市社会福祉協議会	事務局長	牛王 嘉子	
8	大分大学, まちづくり研究所	名誉教授, 所長	佐藤 誠治	会長
9	大分県老人クラブ連合会	評議員	佐保 榮子	
10	別府大学短期大学部 地域総合科学科	准教授	杉野 寿子	
11	社団法人大分県タクシー協会	専務理事	谷尾 英熙	
12	日本文理大学工学部 建築学科	准教授	西村 謙司	欠席
13	大分県身体障害者福祉協会	事務局長	平川 一夫	
14	大分県建築士会	理事	宮崎 隆博	
15	大分県手をつなぐ育成会	副会長	村上 和子	代理出席
16	大分県バス協会	専務理事	脇 紀昭	欠席
17	おおいた子ども・子育て応援県民会議	委員	渡部 さおり	欠席

平成26年度 第1回大分県福祉のまちづくり推進協議会 配席図

場所: 県庁舎別館84会議室
(会長席左右から五十音順)

入口

大分大学, まちづくり研究所
佐藤 会長



大分県商工会議所女性連合会
今川 委員 ○

大分県盲人協会
衛藤 委員 ○

大分県精神保健福祉会
岡部 委員 ○

九州旅客鉄道株式会社大分支社
沓掛 委員 ○
(代理: 総務企画課 南 課長代理)

日田市社会福祉協議会
牛王 委員 ○

大分県老人クラブ連合会
佐保 委員 ○

別府大学短期大学部
○ 杉野 委員

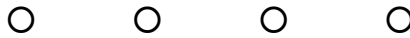
大分県タクシー協会
○ 谷尾 委員

大分県身体障害者福祉協会
○ 平川 委員

大分県建築士会
○ 宮崎 委員

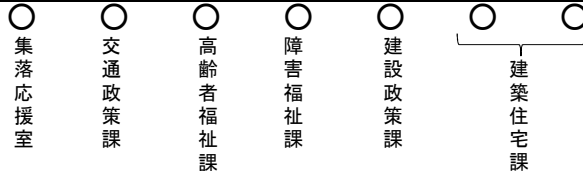
大分県手をつなぐ育成会
○ 村上 委員
(代理: 加藤 事務局長)

事務局



入口

関係課室



受付

傍聴席



平成26年度
第1回大分県福祉のまちづくり推進協議会資料

平成26年6月12日
大分県福祉保健部地域福祉推進室

報告事項 1 平成25年度「大分県福祉のまちづくり条例」新築等届出状況

1 新築等届出・適合状況

用途	届出件数	うち			全部適合 の割合
		全部適合	適用除外	不適合	
1 学校等	3	3	0	0	100.0%
2 病院、診療所	29	21	8	0	72.4%
3 老人保健施設	3	2	1	0	66.7%
4 劇場等	0				
5 集会場等	4	2	2	0	50.0%
6 展示場	0				
7 物販	15	13	1	1	86.7%
8 ホテル等	1	1	0	0	100.0%
9 事務所(23除く)	0				
10 共同住宅等	8	4	4	0	50.0%
11 老人福祉施設等	75	51	18	6	68.0%
12 体育館等	1	1	0	0	100.0%
13 博物館等	0				
14 公衆浴場	0				
15 飲食店	0				
16 サービス業	2	2	0	0	100.0%
17 学習塾等	0				
18 工場	2	2	0	0	100.0%
19 停車場等	0				
20 自動車車庫	1	1	0	0	100.0%
21 公衆便所	2	2	0	0	100.0%
22 火葬場	0				
23 官公庁舎	2	2	0	0	100.0%
24 複合用途建築物	7	7	0	0	100.0%
計	155	114	34	7	73.5%

2 基礎的基準の適用除外・不適合項目の状況

項目	基準	適用除外	不適合	
1	移動等円滑化経路	段を設けない	1	1
2	出入口	地上に直接通じる場合は90cm以上	0	1
		戸は車いす使用者が容易に開閉できる構造、前後に高低差なし	3	1
3	廊下等	段差を示すための点状ブロック等を敷設	7	3
		内のりの幅は120cm以上	2	0
		50m以内ごとに車いすの転回場所を設置	1	0
		戸は車いす使用者が容易に開閉できる構造、前後に高低差なし	2	0
		戸は車いす使用者が容易に開閉できる構造、前後に高低差なし	0	1
		移動等円滑化経路を構成する傾斜路に手すり設置	5	2
4	階段	表面は滑りにくい材料	1	0
		段を容易に識別可能	1	0
		踊り場に点状ブロック等を敷設	7	2
		階段幅120cm以上	6	0
		踊り場に手すりを設置	2	0
5	傾斜路	傾斜部分の手前に点状ブロック等を敷設	1	0
6	エレベーター	車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設置	1	0
		かご内に停止する階を表示する装置を設置	1	0
		乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設置	1	0
		かご内にかがみ及び手すりを設置	1	0
		かご内に到着等を知らせる音声装置を設置	1	0
		かご内の操作盤に文字の浮き彫り等の措置	2	0
		かご内又は乗降ロビーに音声装置を設置	1	0
8	便所	車いす使用者用便房内 手すり設置	3	2
		車いす使用者用便房内 円滑に利用できる空間の確保	3	0
		一般便所 1以上の小便器に手すり設置	5	2
		一般便所 1以上の洗面器の周囲に手すり設置	14	6
		一般便所 1以上の洗面器の水洗器具は容易に操作可能	1	1
10	敷地内通路	段がある部分に手すり設置	4	1
		段の存在を容易に識別可能	3	1
		1/12超の傾斜部への手すり設置	1	1
		傾斜路の存在を容易に識別可能	2	0
		敷地内の通路を横断する排水溝のふたは安全な構造	1	0
		移動等円滑化経路は50mごとに車いすの転回場所設置	1	0
		戸は車いす使用者が容易に開閉できる構造、前後に高低差なし	1	1
		移動等円滑化経路は勾配1/12以下	1	0
11	駐車場	車いす使用者用駐車施設を1以上設置	5	0

項目	基準	適用除外	不適合
12 標識	エレベーター、車いす使用者用駐車施設及び便所を示す表示設置	1	1
	表示内容が容易に識別できる（JIS規格）	1	0
13 案内設備までの経路	案内設備等までの経路に点状ブロック等を敷設	1	0
17 記載用カウンター	車いす使用者が利用できる措置	1	0
21 授乳室	授乳室の出入口付近に表示	1	0

※番号は基礎的基準の項目番号

3 不適合項目の事例

建築物の用途	面積	不適合項目	項目数
物品販売店	1,730㎡	洗面器の周囲に手すり	1
幼稚園・保育園	1,600㎡	洗面器の周囲に手すり、洗面器の水洗器具は感知式	2
保育園	790㎡	段差を示すための点状ブロック等、廊下等の傾斜路に手すり、小便器に手すり など	8
障害福祉サービス事業所	300㎡	地上に直接通じる出入口の幅は90cm以上、洗面器の周囲に手すり など	4
保育園	480㎡	廊下の傾斜路に手すり、踊り場に点状ブロック等を設置、洗面器の周囲に手すり など	10
有料老人ホーム	1,990㎡	洗面器の周囲に手すり	1
特別養護老人ホーム（増築）	270㎡	小便器に手すり	1

※ 「洗面器の周囲に手すり」、「地上に直接通じる出入口の幅は90cm以上」、「小便器に手すり」など、バリアフリー法の基準に規定がなく、県の条例で独自に設けた項目も多くみられる。

4 無届施設 なし

報告事項 2 適合証交付施設について

基礎的基準または誘導的基準に全部適合した施設については、設置者からの請求があった場合、「適合証」を交付しています。

【適合証交付のメリット】

- ・ 適合証交付により、施設のイメージアップが図られる。
- ・ 適合証の交付を受けた施設名を県庁のホームページで紹介。

No.	施設の名称	所在地	用途	基準	交付日
1	大分県厚生連鶴見病院	別府市	病院	誘導的基準	H25.1.28
2	ミスターマックス西大分店	大分市	物品販売・サービス	基礎的基準	H25.5.21
3	共同生活ホーム 明日風	臼杵市	有料老人ホーム	基礎的基準	H26.3.31
4	みなはるの里	大分市	老人複合施設・診療所	基礎的基準	H26.4.23
5	グループホーム明日風	臼杵市	認知症老人グループホーム	基礎的基準	H26.5.29



議事 1 ユニバーサルデザイン体験空間の設置について

(1) 背景

県政モニターアンケートにおいても、「ユニバーサルデザインの浸透には人の集まる場所（駅・商業施設等）で目にする機会や啓発が必要」といった意見が多くあった。

これまでの取組は、出前授業などの福祉教育やチラシによる啓発等が主であり、日常的にユニバーサルデザインそのものやその必要性を感じる機会が少ない。

(2) 取組内容

人が集まりやすい商業施設などに障がいのある子どもとない子どもが共に遊ぶ場を提供する取り組みや、銀行や郵便局などに設置してある文具等の備品をユニバーサルデザイン化する取り組みなどを行う。提供する品物については、関連会社からのレンタルを行うなど大分県で用意を行い、民間事業者の協力を得てユニバーサルデザイン体験空間を設置する。

※ 各施設等での常設設置と商業施設での期間限定コーナーの2種類を想定。

(例)

- ・ 商業施設のキッズコーナーに共遊玩具をおき、子どもたちが自然に遊ぶ
- ・ 銀行等で使用するボールペンがユニバーサル文具となっている

(設置イメージ)

銀行や郵便局は、日常的に入出金等に一般県民が訪れ、① 入出金伝票の記載に備付けのペンを使用すること及び② 待ち時間があることに着目し、下図イメージのように設置する。



(3) 協議内容について

- ・ 実施方法や場所について
- ・ 県民が日常的にユニバーサルデザインを感じる機会の提供手法について

議事2 「あったか・は一と推進事業者（仮称）」表彰制度について

(1) 背景

- ・ 「障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律(H28.4.1 施行)」に伴い、社会的障壁の除去(合理的配慮)を怠ることに寄る権利侵害の防止が、民間事業者においても努力義務とされた。
- ・ 県政モニターへのアンケート調査結果において、「人が集まる場所(駅・商業施設等)で、ユニバーサルデザインを目にする機会を多くする」との意見があり、人が集まりやすい民間事業者での取組促進が重要である。

(2) 取組内容(案)

① 目的

民間事業者(企業・団体)の取組を促進するため、UD について一定の要件を満たす事業者を表彰するとともに、当該事業者を県庁サイトや各媒体で紹介し、民間事業者の取組の推進を図るとともに、県民に対し広く周知する。

② 表彰の位置付け

福祉のまちづくり推進協議会会長表彰

関係団体等からの推薦を幅広く受け付け、協議会で選考、表彰する。

③ 表彰の対象例(表彰団体数は10団体程度を想定)

- ・ 民間企業従業員向けユニバーサルデザイン研修を従業員の半数以上が受講した事業者(企業・団体)
- ・ ユニバーサルデザイン体験空間を設置した民間事業者(企業・団体)
- ・ あったか・は一と駐車場区画を設置している民間事業者(企業・団体)

④ 表彰事業者への支援

- ・ 表彰状の授与式に係る新聞やテレビ等での広報
- ・ 県庁サイトでの紹介
- ・ その他各媒体を通じた事業者の紹介 等

(3) 協議事項

- ・ 表彰要件について
- ・ 表彰の推薦、選考方法について
- ・ そのほか民間事業者の取組促進策について

議事 3 高齢者・障がい者等移動に困難を抱える者への支援策について

(1) 背景

平成 26 年度に計画期間を終了する「大分県民福祉基本計画」を踏まえ、地域福祉の基本指針である新たな「大分県地域福祉基本計画」を策定することとしている。

その中で、高齢化、過疎の進行に伴い、通院や買い物等に行くことができないといったいわゆる移動弱者の増加が進んでおり、一定の支援策が必要ではないかと考えている。

一方、各市町村を中心に、コミュニティバスやデマンド対応型交通等の実施や高齢者・障がい者分野における各種制度等一定の支援策が講じられている。

よって、いわゆる移動弱者に対する支援について、ニーズ及び支援の充足度等を分析し、「大分県地域福祉基本計画」への記載事項を検討する。

(2) 取組内容

- ① 移動支援ニーズに係るサンプル調査の実施
- ② 調査結果の分析（介護保険事業計画・障がい福祉計画関連ニーズ調査結果も踏まえる）
- ③ 関係機関団体に対する意見の収集
- ④ 分析結果に基づく取組の検討
- ⑤ 大分県地域福祉基本計画へ盛り込む内容の検討

(3) 協議事項

- ・ 移動弱者の実態（ニーズ）について
- ・ 移動弱者に対する新たな支援について